

東京都公安委員会告示第 193 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第26条の規定による行政処分について、同法第41条第1項及び第4項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

令和8年5月25日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 日時

令和8年6月2日 午後1時30分開始

2 場所

千代田区霞が関二丁目1番1号

警視庁本部内 東京都公安委員会聴聞会場

3 事案番号

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条第1項の規定による令和8年聴聞第26号
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条第1項の規定による令和8年聴聞第27号
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条第1項の規定による令和8年聴聞第28号
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条第1項の規定による令和8年聴聞第29号